

早来斎場 休止のお知らせ

施設運営上の都合により、早来斎場を当面の間休止します。休止期間中の火葬については、追分斎場にて対応します。

大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 税務住民課生活環境グループ ☎ ② 2940

令和7年分 確定申告相談から ぬくもりセンター内申告会場の開設期間を短縮します

2月16日(月)～3月16日(月)(土曜、日曜、祝日を除く)に実施する令和7年分確定申告相談から、ぬくもりセンター内申告会場の開設期間を短縮することとなりました。ご理解とご協力をお願いします。

【追分地区】確定申告会場開設日(ぬくもりセンター内申告会場)

【旧】

割当地域、対象者など	
1日目	花園地区 1丁目～2丁目
2日目	花園地区 3丁目～4丁目
3日目	若草地区 1丁目～2丁目
4日目	若草地区 3丁目
5日目	柏が丘、緑が丘地区
6日目	青葉地区
7日目	白樺地区
8日目	本町地区 1丁目～4丁目
9日目	本町地区 5丁目～7丁目
11日目 以降～	農業所得の方



令和8年日程	割当地域、対象者など
2月16日(月)	花園地区 1丁目～2丁目
2月17日(火)	花園地区 3丁目～4丁目
2月18日(水)	若草地区 1丁目～2丁目
2月19日(木)	若草地区 3丁目
2月20日(金)	柏が丘、緑が丘地区
2月24日(火)	青葉地区
2月25日(水)	白樺地区
2月26日(木)	本町地区
2月27日(金)	【ぬくもりセンター内申告会場最終日】 その他の地区、指定日に来られない方
以降、農業所得がある方や開設期間内に来られなかつた方は、申告期間中に保健センター内申告会場（総合庁舎横）で受け付けます。	

※ぬくもりセンター内申告会場の開設期終了後は、申告期間終了日まで保健センター内申告会場で申告ができます。

※日程変更に伴い「本町地区 1丁目～4丁目」と「本町地区 5丁目～7丁目」を統合し「本町地区」として取り扱います。

※保健センター内申告会場については例年どおりで変更はありません。

※ご自身で作成済みの確定申告書の引継ぎのみの場合は、ぬくもりセンター内申告会場閉鎖後も総合支所の住民サービス課住民サービスグループで受領します。

所得税の確定申告は、パソコン、タブレット、スマートフォンを利用して国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。作成した申告書は、e-Taxを利用して電子送信できます。

なお、印刷して郵送での提出も可能です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁
ホームページ

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ ② 2940